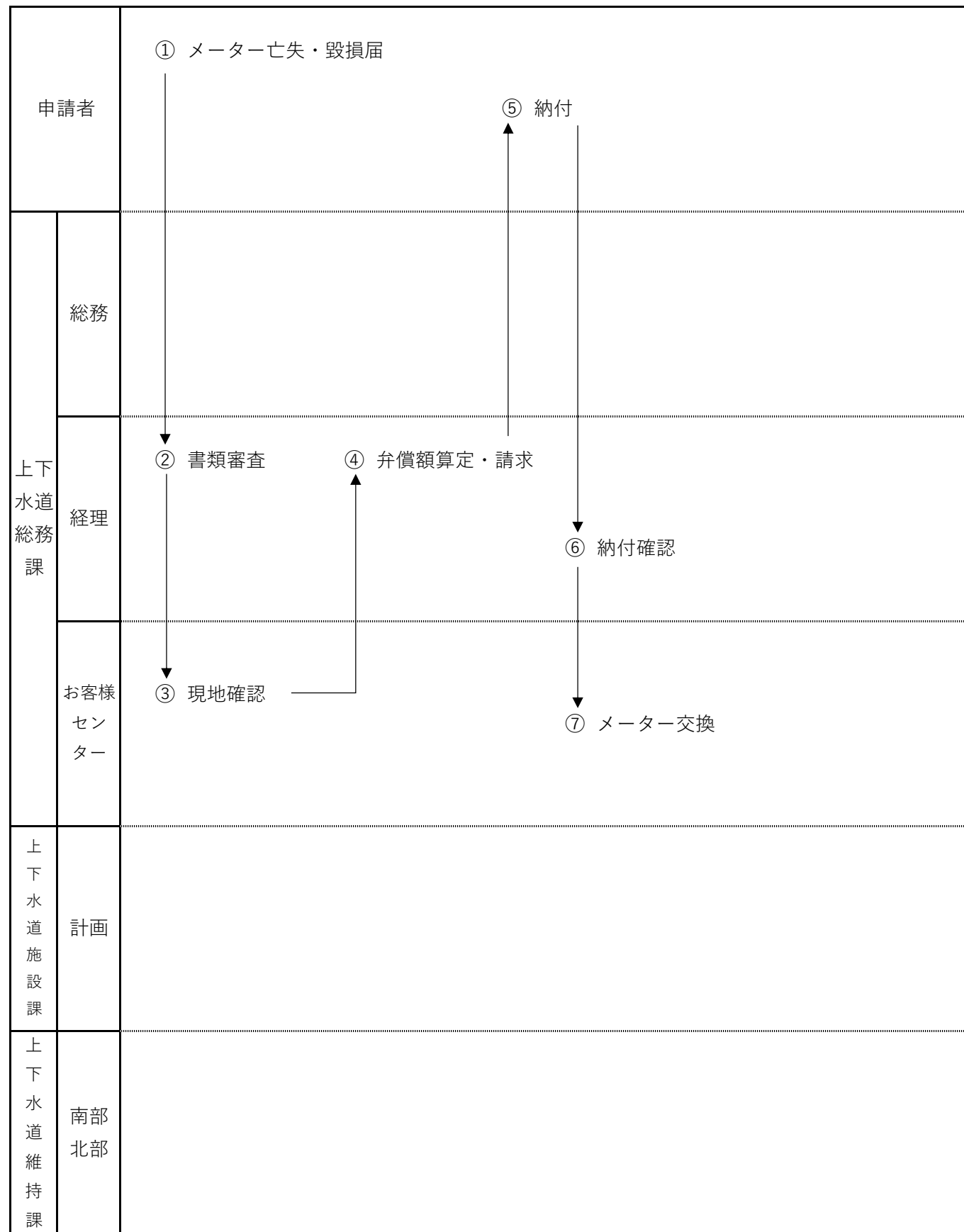


事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 水道メーター亡失・毀損の届出

根拠法令： 北杜市水道事業給水条例施行規程



項番	項目	説明
①	メーター亡失・毀損届	水道メーターを亡失・毀損した場合は、「メーター亡失・毀損届」を提出してください。
②	書類審査	提出された届出書類の内容について審査を行います。
③	現地確認	担当が現地に赴き、メーターの亡失及び毀損状況を確認します。
④	弁償額算定・請求	亡失・毀損したメーターの残存価格により、弁償額を算定し、届出者に納入通知書にて請求します。
⑤	納付	送付された納入通知書により、納付してください。
⑥	納付確認	弁償額の納付を確認します。 金融機関から水道局への納付連絡には時間を要するため、お急ぎの場合は、納付後の納入通知書兼領収書を窓口にて提示してください。
⑦	メーター交換	担当が現地に赴き、メーターの交換を行います。